

取替法による取替資産の償却額の計算に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十六(五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
	耐 用 年 数	6		年		年		年
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円
	圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8						
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9						
帳 簿 価 額	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10						
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11						
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12						
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△	
	損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外		外		外	
	合 計 (13)+(14)+(15)	16						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 旧 定 率 法 又 は 定 率 法 の 償 却 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額	18						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額	旧 定 額 法 による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19						
	旧 定 額 法 の 償 却 率	20						
	旧 定 率 法 による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円		円
	旧 定 率 法 の 償 却 率	22						
	算 出 償 却 額 ((19)×(20))又は((21)×(22))	23		円		円		円
	定 額 法 による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24						
	定 額 法 の 償 却 率	25						
	定 率 法 による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26		円		円		円
定 率 法 の 償 却 率	27							
算 出 償 却 額 ((24)×(25))又は((26)×(27))	28		円		円		円	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 (23)又は(28)	29							
当 期 分 の 償 却 限 度 額	特 別 償 却 限 度 額	30	(外)	(外)
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 合 計 (29)+(30)+(31)	32						
	差 引 取 得 価 額 × 50 % (9)× $\frac{50}{100}$	33						
	当 期 償 却 可 能 限 度 額	34						
	当 期 の 通 常 償 却 額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)	35						
	取 り 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額	36						
	償 却 限 度 額 (35)+(36)	37						
当 期 償 却 額	38							
差 引	償 却 不 足 額 (37)-(38)	39						
	償 却 超 過 額 (38)-(37)	40						
償 却 超 過 額	前 期 か ら の 繰 越 額	41	外		外		外	
	当 認 容 損 金 償 却 不 足 に よ る も の	42						
	積 立 金 取 崩 し に よ る も の	43						
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (40)+(41)-(42)-(43)	44						
特 別 償 却 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 (((39)-(42))と((30)+(31))のうち少ない金額)	45						
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	46						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (45)-(46)	47						
不 足 額	翌 期 内 繰 越 額 の	48						
	当 期 分 不 足 額	49						
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 (((39)-(42))と(30)のうち少ない金額)		50						
備考								